

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市区町村 処 理 欄			

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

あて先 滝沢市長 殿 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号																
		フリガナ											宛 名 番 号																
		氏名又は名称											連 絡 先	所 属															
		個人番号又は法人番号												氏 名															
												電話										内線 ()							
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
	氏 名		(旧姓)																										
	生 年 月 日		昭・平 年 月 日																										
	個 人 番 号																												
	受 給 者 番 号																		□	月	から	□	月	から	□	年	1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 少額 5. 合併 6. 合 7. その他 [事由・理由]	職 勤 欠 亡 期 散 他	□ 1. 特別徴収継続 □ 2. 一括徴収 □ 3. 普通徴収 (本人納付)
	1 月 1 日																		□	月	まで	□	月	まで	□	日			
現 在 の 住 所												□	円	□	円	□	円												
異 動 後 の 住 所												□	円	□	円	□	円												
住 所												□	円	□	円	□	円												
住 所												□	円	□	円	□	円												

1. 特別徴収継続の場合																								
新 し い 特 別 徴 収 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を											
	所 在 地												□ 月分 (翌月10日納入期限分) から											
	フリガナ												徴収し、納入するよう連絡済みです。											
	氏名又は名称												受 給 者 番 号											
												納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)										□	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合																				
理 由	□ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため □ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴 収 予 定 日 月 日					徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)				
											月 日					円				
左記の一括徴収した税額は、 □ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。																				

3. 普通徴収の場合																				
理 由	□ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため □ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため □ 3. 死亡による退職であるため										※ 市 区 町 村 記 入 欄									
											月 日					円				

1. 提出の際は給与所得者異動届出書の記載例を参照のうえ、記入漏れのないようお願いします。
2. 翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収をすることが義務づけられています。それ以前に退職をする者でも、本人より申し出があった場合は一括徴収をしてください。なお、申し出がなくとも本人の同意のうえで極力一括徴収をしていただきますようご協力をお願いします。
3. 様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。(https://www.city.takizawa.iwate.jp/)

【提出先】 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55 滝沢市役所 企画総務部 税務課

御注意
 4 3 2 1
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収する必要があります。希望する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に記載してください。